

監査の結果により講じた措置について

- 1 監査対象部局
総務部
- 2 監査実施日
令和4年10月27日（木）
- 3 監査結果の通知日
令和4年11月22日（火）
- 4 監査の実施期間
令和4年10月3日（月）から同年11月22日（火）まで
- 5 措置に係る通知日
市長から通知があった日 令和4年12月13日
- 6 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置状況
「令和3年度市民税・県民税データパンチ委託業務（令和4年度当初課税）（単価契約）」において、令和4年1月分の支払事務を、同年6月まで未処理とした。本来であれば請求書を受領した後、契約規則に則り30日以内に支払われなければならないところ、令和4年6月に業者からの催促を受けて、同年6月24日に過年度支出（決裁は「積算外執行」として支払いをした。 地方自治法第208条、同法第235条の5の規定に基づき、一の会計年度において支出する経費は、その年度の出納閉鎖日までに支払わなければならないが、適時の処理がなされないまま出納閉鎖日を徒過した。	今後は、請求書の受領後、直ちに支払い処理を行うことを改めて徹底する。 また、委託業務の終了後10日が経過しても、請求書が届かないなど何らかの事情で支払い処理ができていない場合は、担当職員は課長代理に支払い状況の報告をする。 課長代理は、委託業務の終了後10日が経過しても支払伝票の回議がなかった場合や、担当職員からの状況報告がなければ、担当者を確認し、支払い状況の正確な把握に努め、適切に支払い処理を執行していく。 このほか、課長、予算主任はこれらの取り決めが確実に履行さ

	れているか監督し、適切な支払い 処理の徹底に努める。
--	-------------------------------